

# 農業委員会だより



『次世代の子どもたちが健やかに成長するように』  
自然にふれあう仕事を選択した若き地域の後継者タックン（拓也さん）

## 主な内容

- 農業委員会活動報告
  - 栗原市農業委員会連携会議…………… 2
  - 農業者との意見交換会…………… 2
- 農業委員会からのお知らせ
  - 令和3年農作業標準賃金表…………… 4
  - 農業者年金加入者インタビュー… 7
- 地域農業情報
  - 農業したいまち栗原…………… 8
  - おいしいお店み～つけた！…………… 8

一迫清水の目  
白鳥 拓也さん御一家

妻の慶さん、長男の桔平くん、次男の桐吾くん、三男の柊司くん、父の幸彦さん、母の光子さん、祖母の和子さんと4世代の8人家族です。

庄屋の屋号を持つ農家の後継者として平成15年に就農し、水稲500アール（うち採種が300アール）と施設菊が30アールの複合経営農家です。就農のきっかけを伺うと「親の背中を見て育った20年間の結果かな…」と語ってくれました。

子どもに対する思いは、「健康でのびのびと育ってくれること」子どもたちに将来の夢を聞いたところ、長男は漫画家、次男はお笑い芸人。4世代家族の笑顔がとても素敵でした。（取材 三浦 栄委員）

## 令和3年第1回栗原市農業委員会連携会議 事業計画や農作業標準賃金を協議

3月11日（木）／栗原市金成やすらぎセンター

農業委員と農地利用最適化推進委員の連携及び調整、その他農業委員会活動の充実を図るため、連携会議を開催しております。



3月11日の連携会議では、令和3年度の事業計画や農作業標準賃金、農地利用意向調査、農業者年金加入推進などについて協議しました。

令和3年度の事業計画は、「農地等の利用の最適化の推進」のほか、「農業者年金への加入促進」、「情報提供活動」としては、農業委員会だよりの発行やホームページの充実、全国農業新聞の普及拡大、「地域農業者・農業団体との連携強化」などを柱とし、「行動する農業委員会」として、地域活動に積極的に取り組み、関係機関との連携を一層密にし、栗原市の農業の振興・発展に寄与することを基本方針としました。

今後も、農業委員会の活動を推進するため、農業委員と農地利用最適化推進委員は農業者の身近な相談役として、現場活動等に取り組んでまいります。

## 農業者との意見交換会

2月2日（火）／栗原市金成庁舎



農業委員

岩 淵 弘

令和3年2月2日、金成庁舎において「農業者との意見交換会」を開催したところ、市内各地区から参加された若手農業者17名の方々と農業を取り巻く様々な問題について活発な意見が交わされました。



主なテーマとして、①農地の利用集積について ②遊休農地対策について ③農業法人化に向けて ④増え続ける鳥獣被害対策等について話し合いました。農業者の方からは、若者が農業の世界に入ろうとする際には、これまでのハローワーク斡旋のほか、インターネット検索による選択技が身近であること、これからの農業には企業感覚が必須であること等も発言され、それぞれの現場の問題に真正面から向き合い、意欲的に取り組んでいる姿が印象的でした。

地域における農業の将来の在り方などを明確にして、担い手が面白いと感じる農業を継続していくことにより、農業・農村が持続的に発展していくという姿は、まさに「人・農地プランの実質化」です。今こそ、地域の方々と担い手が、将来の地域農業について話し合うことが重要であると痛感しました。

市町村農業委員、  
農地利用最適化推進委員新任者研修会

12月16日(水) / 名取市文化会館



農地利用最適化推進委員  
佐々木貞一郎

農地利用最適化推進委員として新任者研修に参加し、ほ場条件や地域等の課題は、多少の違いはあれど県内どこの地域も同じ課題を抱えていることが分かりました。

これからは、ますます遊休農地の増加が予測されます。情報提供活動の中で、農業者が必要とする正確な情報を届けることと、地域と農業者の関係性を構築していくことが、推進委員として重要な役割だと感じました。地域のためにも、「人・農地プランの実質化」に向けて、農家の意向確認や地域の話し合い等、積極的に取り組んで行きたいと思えます。



女性農業者のための農家相談会

1月15日(金)・2月5日(金) / 栗原市金成庁舎



農業委員  
熊谷ゆり

1月15日および2月5日の2日間、女性農業者のための農家相談を開催しました。

昨年7月に農業委員・農地利用最適化推進委員の改選が行われ、新体制の女性委員会として何ができるのかを検討してきましたが、農業経営者の大半は男性が占めているため、女性農業者が気軽に相談できる場は少ないのではとの観点から、今回の相談会を企画しました。

相談会では、後継者問題、農地の賃貸借・売買などの相談が寄せられました。「以前相談したこともあったが、その後どうしようかと悩んでいた」という声も聞かれ、女性農業者が相談しやすい環境づくりの必要性が感じられる結果となりました。



参加者からは「女性同士なので相談しやすいかった」と好評でした。相談内容によっては解決に至らない場合もありますが、まずは話を聞くことが大事です。今後も女性委員として何ができるのか模索しながら活動していきたいと思えます。

ストップ! 農地の違反転用

令和2年度に実施した農地利用状況調査(農地パトロール)において、19件の違反転用を確認しました。

農地を農地以外(宅地や雑種地等)に転用する場合は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。許可を受けずに農地の転用を行った場合は、農地法に違反することになり、国又は都道府県知事から、工事の中止、農地への原状回復等の命令がされることがあります。

違反転用や原状回復命令違反については、個人にあっては3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人にあっては1億円以下の罰金という罰則の適用もあります。(農地法第64条、67条)

農業者年金に加入しましょう!

農業者年金は農業者の方なら広く加入できる年金です。

詳しくは、栗原市農業委員会事務局へお問い合わせください。 ☎ (42) 1239

## 令和3年 栗原市農作業標準賃金表

令和3年(4月～12月)の農作業標準料金並びに労働賃金の標準額について、関係者及び関係団体と協議し、下記のとおり設定しました。農作業の受委託をされる際の、お互いの目安としてご利用ください。

作業名	作業種別	作業単位	ほ場 区画等	標準賃金 (消費税込み)	作業内容等
堆肥運搬散布	マニアスプレッター	10a	—	4,200円	積込含む(1t散布の場合)
機械肥料散布	ブロードキャスター	10a	—	1,300円	
肥料・薬剤散布	背負式動噴	10a	—	860円	ホース散布・追肥散布
	ドローン	10a	—	1,300円	※未整理地は増額の場合あり
薬剤散布	セット動噴	10a	—	1,200円	補助員1名含む
耕起	トラクター	10a	50a未満	6,100円	※排ガス規制対応は増額の場合あり
			50a以上	5,800円	
			—	9,900円	
代かき	トラクター	10a	50a未満	6,700円	田植が出来る状態まで
			50a以上	6,100円	
田植え	機械植	10a	50a未満	6,200円	植付のみ(苗含まず)
			50a以上	5,900円	
	側条施肥 機械植	10a	50a未満	7,700円	植付のみ(苗・肥料含まず)
			50a以上	6,900円	
直播(湛水)	10a 種籾なし	—	5,800円	代かき済ほ場であること 種籾、鉄コーティング含まず	
苗代		1箱	—	740円	苗運搬含まず
稲刈り	コンバイン (刈放し)	10a	10a区画	17,400円	籾運搬含まず ※排ガス規制対応は増額の場合あり
			30a区画	16,300円	
			50a区画 以上	15,400円	
乾燥調製	乾燥	60kg	—	940円	生籾
	調製	60kg	—	630円	籾摺り
	色彩選別	60kg	—	690円	
畦畔塗り	専用機械	1m	—	40円	片側の盛土
溝切り	専用機械	1m	—	5円	
草刈り	ディスクモア	10a	—	3,000円	刈放し
	フレールモア	10a	—	4,000円	細断
わら・牧草収集	ジャイロレーキ	10a	—	1,700円	
わら・牧草 梱包	ロールベラー	10a	—	5,000円	積みあげ・運搬は含まない 1個単価1,000円(1m×1m)
	ハイベラー	10a	—	5,000円	積みあげ・運搬は含まない 1個単価210円(10a当り25個)
ラッピング	ベールラッパー	1個	—	1,000円	1m×1m
畦畔草刈	草刈機	1時間	—	1,600円	
	自走畦畔草刈機	1時間	—	2,700円	
賃金	普通作業	1日	—	8,500円	実働8時間
	オペレーター作業	1日	—	12,800円	

※ 賃金の普通作業、オペレーター作業は消費税の対象にはなりません。

※ この表は、目安となる「標準的な額」を定めたものです。実際の作業料金を決める場合は、地域の実情やほ場の条件等(未整理地、湿田、山間地、作業内容等)に合わせて、**委託者と受託者で話し合い決めてください。**

公社単独事業

# 「担い手集積支援事業」の概要について

～農地中間管理事業に係る手数料収益で担い手等を支援！～

担い手集積支援助成金は、①地域タイプ ②集積タイプ ③集約化タイプの3つのタイプがあります。

地域ぐるみでの農地の集積・集約化に係る会議費用を支援

## ①地域タイプ

まずは、話し合いからスタート！

地域代表者等少人数の場合も対象

- 1) 会場借上費
- 2) 資料印刷費
- 3) お茶代
- 4) その他費用

10,000円以内 / 会議



地域ぐるみでの話し合い

話し合いを繰り返すことで！

## 農地中間管理事業の活用

機構から転貸された農地について  
担い手へ

### ②集積タイプ

10万円以内 / 1経営体

※1月1日から12月31日までに機構から転貸された農地。5ha以上が対象



規模拡大！

出し手 機構 担い手

市町村・JA等の協力

機構から転貸された農地について他の機構転貸農地と農地交換することで集約化につながった場合  
担い手へ

### ③集約化タイプ

200円 / a

※1経営体当たり10万円以内



集約化の実現

担い手の育成

担い手同士の農地交換(分散解消)

※注意：交付金額は予算の範囲内とします。

申請について

申請書は栗原市農林振興部農林畜産課に提出してください。  
電話 0228-22-1136

このパンフレットに関するお問い合わせは

宮城県農地中間管理機構 電話 022-275-9192  
公益社団法人みやぎ農業振興公社 FAX 022-275-9195

**農業者年金に加入しましょう！**

農業者年金は農業者の方なら広く加入できる年金です。

詳しくは、栗原市農業委員会事務局へお問い合わせください。 ☎ (42) 1239

## 令和3年度 農業委員会総会開催予定(上期)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
申期 請日	12日(月)	10日(月)	10日(木)	12日(月)	10日(火)	10日(金)
総開 会日	27日(火)	27日(木)	28日(月)	28日(水)	27日(金)	28日(火)

※諸事情により、申請期日及び総会開催日が変更となる場合があります。

### 事前予約お願い! (申請・届出・相談など)

農閑期などは、申請や届出・相談(農地転用・権利移動、非農地証明など)のお客様で窓口が混み合い、長時間お待ちいただくことがあります。

大変お手数ですが、農業委員会事務局または各総合支所市民サービス課産業建設係に**事前予約**のうえ、ご来庁いただきますようご協力をお願いいたします。

### 【相談予約・お問合せ先】

農業委員会事務局	42-1239
築館総合支所	22-1114
若柳総合支所	32-2124
栗駒総合支所	45-2114
高清水総合支所	58-2113
一迫総合支所	52-2114
瀬峰総合支所	38-2114
鷲沢総合支所	55-2114
金成総合支所	42-1114
志波姫総合支所	25-3114
花山総合支所	56-2114

## 農業委員会審議状況

	農地法第3条 農地の 賃貸借・売買等	農地法第4条 自己所有地を 転用する場合	農地法第5条 権利を設定・移動 して転用する場合	農用地利用集積計画 認定農業者等への 賃貸借・売買等	非農地証明 使用されている土 地について農地で ないことの証明	空き家に付属 する農地の 指定申請
12月	45件(268,429.00㎡)	2件(3,279.00㎡)	9件(9,287.42㎡)	66件(554,071.10㎡)	10件(19,974.00㎡)	0件(0.00㎡)
1月	24件(174,093.00㎡)	0件(0.00㎡)	10件(12,793.00㎡)	136件(1,134,963.48㎡)	1件(461.00㎡)	1件(521.00㎡)
2月	39件(388,164.37㎡)	2件(2,333.00㎡)	4件(3,114.26㎡)	225件(2,198,205.35㎡)	4件(2,599.00㎡)	0件(0.00㎡)

### 農家相談コーナー

**Q** 農地台帳には載っているもの、ずっと前から原野化・山林化している土地があります。現況に合わせて地目を変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

### A

農地を農地以外に使用(転用)する場合は、都道府県知事等の許可を受けなければ行うことは出来ず、無断で転用した際には厳しい罰則があります。

しかしながら、その土地が何らかの原因で非農地となり、再び農地として利用される可能性がなく、復元が困難な場合は、非農地証明願を行うことが出来ます。非農地となった実情及び実態が真にやむを得ないものであると農業委員会が判断した時に限り、非農地証明書を交付しますので、法務局で地目変更登記の手続きを行ってください。

非農地証明を希望される方は、現地の状況が分かる写真を準備し、事前予約の上、農業委員会事務局へご相談ください。

## 農業者年金 加入者にインタビュー



栗駒稲屋敷

高橋 研二さん

(46)

今回は栗駒稲屋敷の高橋研二さんにインタビューしました。

研二さんはご家族と共に水稲15ヘクタール、肥育牛40頭、繁殖牛27頭を経営されています。

農業者年金に加入したきっかけは、就農を機に公的な年金制度で、かつ税制上の優遇措置が設けられていることや、保険料の額を1,000円単位で自由に選べるのが魅力だったからです。

今後の抱負を伺うと、さらに規模拡大していきたいとのこと。水稲、肥育牛、繁殖牛を増やして収益アップを目指してがんばりたいと語ってくれました。

(取材 菅原勝宏委員)

# 農業者年金の「現況届」は忘れずに提出を!

現況届は、年金の受給資格などを確認するために必要な毎年の手続きです。

### 現況届が届く時期は…

5月末ころに農業者年金基金から年金受給者あて送付されます。

### 現況届の提出時期は…

原則として受給者本人が記入して、6月末までに農業委員会事務局または各総合支所市民サービス課産業建設係へ提出して下さい。

### 提出を忘れると…

11月の支払いから現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますので御注意ください。

経営移譲年金や特例付加年金を受給されている場合は、次の事項に注意してください。

- ・経営移譲年金や特例付加年金を受給されている方が農業経営を再開した場合は、年金が支給停止となります。(年金受給者の名義で農業申告をした場合、農業法人の構成員になった場合、農業共済に加入した場合など)
- ・経営を移譲、継承した際に貸し付けた農地について返還を受けたり、売却、転用、転貸した場合には、年金が減額や支給停止となる可能性があります。

**農業者年金に加入しましょう!**

農業者年金は農業者の方なら広く加入できる年金です。

詳しくは、栗原市農業委員会事務局へお問い合わせください。 ☎ (42) 1239

# 農業したいまち 栗原

## 地域に根ざした農業を目指して

築館成田 三浦 浩子さん

今回ご紹介するのは、築館成田地区にお住まいの三浦淳さん、浩子さんご夫妻です。

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加が問題となる中、県農業指導士でもある父、孝夫さんの元で農業経営の実態を勉強し、平成27年に『株式会社三園』を設立しました。

三園とは、水稲・果樹・野菜の複合経営に取り組みということから名付けたそうです。ドローンの導入など作業効率化を図りながら、ひとめぼれなどの水稲作付24ヘクタール、秋刈の調



製30ヘクタールを耕作しています。また、イベントとして農業機械メーカーと協賛し、仙台ガールズプロレスリングとの農作業体験などを行い、農産物として販売するなど販路を広げています。果樹園では桃（あかつき）15アール、ハウスではいちご（もういっこ）20アール、その他メロン、ほうれん草を栽培し、道の駅やJA、直売所など年間を通して作物を出荷・販売できる体制を整えています。特にいちごは、いちご畑MIRRAと呼ばれ、リピーターも多く自社直売所に買い求めるお客さんが年々多くなっているそうです。

毎年、農閑期には社員旅行を計画するなど、楽しく農業をしながら少しずつ規模拡大に取り組みたいと話している前途有望なご夫婦です。（取材 佐々木栄夫委員）

### おいしいお店

### み~つけた!!

### 「Solea ソレア」

☎070-8383-1938

〒987-2203 栗原市築館下宮野中田138-1

2020年2月にオープンした『Solea』は、ジェラートや様々なスイーツが並び、おしゃれで素敵なお店です。

「パティシエのlaboratory（研究所）」をコンセプトに始めたお店は、遊び心にあふれています。特に手作りのジェラートは、夏にはさっぱりとした柑橘系、冬には種類豊富なチョコレートフレーバーを展開するなど、イベントや季節によって変化が楽しめます。

また、新型コロナウイルス対策としてビタミンが注目された時には、マルチビタミンジェラートを考案したり、まさに研究所のようです。定番のいちご、抹茶、チョコレート、キャラメルサレ等のほか、地元パプリカを使った甘さ控えめのシャーベットもお薦めです。なお、このパプリカシャーベットは、ショーケースに並んでいない場合でもオーダーが可能です。気になった方はぜひ声をかけてみてください。（取材 大沢純香委員）



【営業時間】 11:30 ~ (終業時間未定)  
定休日 不定休  
※電話でお問い合わせ下さい。

### 編集後記

今号の取材のご協力に心より感謝申し上げます。今年度も3回の発行を目標に、頼れてよく解る農業委員会の広報として編集に努めて参ります。先日、孫と一緒に見た番組で楽しい「しりとりの歌」がありました。「あしたのしみ みんななかよし しあわせ せいかい いっぱい いいことともだち ちきゅう うたごえ えがお」今年花の下に集まって、盛り上がりたいたいものです。暖かい日差しとともに、物事の節目としての春が力強く始動します。（高橋榮一委員）